

第2次自転車活用推進計画（案）について

令和3年5月27日
自転車活用推進本部決定

自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第9条第1項に規定する自転車活用推進計画を、令和3年度から令和7年度までを計画期間として、別冊のとおり定める。